

児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について【概要版】

—平成30年度東京都児童福祉審議会児童虐待死亡事例等検証部会報告書—

1 検証対象事例及び検証方法

東京都において発生した重大な児童虐待で、平成29年度中に発生した重大な事例9事例について、調査票を用いて、総合的な分析・検証を行った。

また、そのうち東京都・区市町村の関与のあった3事例について、事務局において、関係機関に対し、詳細な経過等のヒアリング・調査を行い、事例から明らかになった課題等について、検証部会において改善策を検討した。

なお、東京都・区市町村の関与のあった事例のうち、平成30年3月に発生した事例については、既に検証部会において直接ヒアリングによる調査・検証を行い、平成30年11月14日付けで提言済みである。

2 調査票による分析・検証結果

- 虐待の種類は、身体的虐待が3事例、ネグレクトが4事例、心理的虐待が1事例、不明が1事例。主たる虐待者は、実母が5事例、実父が2事例、実母と実父（又は養父）が2事例。
- 子どもの年齢は、0歳児が5事例、2歳児、3歳児、4歳児、高校生が各1事例。0歳0か月は1事例であった。0歳児の割合は約56%と、大きな割合を占めている。出生順では、第一子が5事例、第二子が3事例、不明が1事例。子どもに明らかな疾患・障害がある事例はなかった。
- 養育者の状況は、父母が4事例、ひとり親が1事例、ひとり親（祖父母同居）が3事例、不明が1事例。きょうだいがいる家庭5事例のうち、きょうだいの通告歴があったものは3事例。
- 母子健康手帳は、発行が5事例、未発行が2事例、不明が2事例。妊婦健診の受診状況は、受診が5事例、未受診が2事例、不明が2事例。妊娠期からの切れ目のない相談支援体制の充実が重要。
- DV被害については、事例発生時にはなかったものの、それ以前に被害があったものが2事例、事例発生時に被害があったものが1事例。児童虐待がDVと関連していることも少なくないため、児童相談所や子供家庭支援センターは、必要に応じて配偶者暴力相談支援センターや婦人相談所、婦人相談員、母子・父子自立支援員等と積極的に連携して対応することが重要。

3 ヒアリング・調査による検証事例の概要、主な課題と改善策

【事例1】関係機関が連携して関与をしていたが、自殺を防ぐことができなかった事例 p7～

母の暴言等により本児が自殺未遂に至ったとのことで、警察から通告があり、児童相談所の関与が始まる。本児自身の問題もわかり、育成相談に変更し、学校や子供家庭支援センター等と連携して援助を行うが、その後も複数回、警察からの通告があり、児童相談所の関与が継続していた。

高校入学後、介入を必要とする事態が起きずに経過していたため、児童相談所の援助を終了したが、その後、本児が自宅で自殺しているのが発見された。原因は不明。

関係機関：児童相談所、子供家庭支援センター、教育委員会、中学校、高等学校

課題	改善策
○ 児童相談所は、本事例の援助に当たって、夫婦間・家族間の病理や本児の育て難さの原因等、親子関係が不調に至った背景に対するアセスメントが不十分のまま、対応していた。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所は、子どもの問題行動の背景にある養育環境、虐待の要素等を見過ごさずに、家族間調整を行うことが必要。また、子供家庭支援センターと連携して、父母が子どもを養育していく中での困り事や悩みを地域の関係機関で受け止めができるよう、地域でのサポート体制を検討していくことが必要。 特に学齢児の場合、学校や教育委員会と連携して問題解決に当たることが不可欠。

<p>○ 児童相談所は、本児の発達上の課題に対して、心理診断につなげる等のアプローチを行わなかった。</p>	<p>・ 児童相談所は、育成相談であっても、特に自殺未遂等の重大な経過を含むケースの援助に際しては、心理診断や医学診断の必要性についての検討を行うことが必要。</p>
<p>○ 本児の初回の自殺未遂以降、児童相談所及び関係機関が関与していたが、結果的に自殺を防ぐことができなかった。</p>	<p>・ 児童相談所や子供家庭支援センターは、虐待等で関与するケースについて、子どものSOSにいかに関与し、受け止めるかが重要。</p>

【事例2】 しつけとして叩くなど、家族全体で子どもへの不適切な養育があった事例 p10～

複数回の虐待通告があり、児童相談所が関与していた家庭。家族全体で不適切な養育があり、児童相談所が養育者に対し本児への関わり方を指導するなど、関係機関と連携しながら援助を行っている中、本児が自宅の椅子から転落し、心肺停止状態で救急搬送。その後、病院にて死亡が確認された。

関係機関： 児童相談所、子供家庭支援センター、保健機関

課題	改善策
<p>○ 本家庭は、日頃からしつけとして本児を叩いており、家族全体で体罰を容認している家庭であった。</p>	<p>・ 都は、東京都子供への虐待の防止等に関する条例等を踏まえて、区市町村等と連携して、具体的な養育技術の習熟、学習の機会を提供するなどして、体罰や暴言によらない子育ての重要性や手法について明確に発信していくことが必要。</p>
<p>○ 児童相談所は、本児が身体的な虐待を受けており、養育状況も不十分であったことを認識していたが、保育所入所や在宅サービスの定期的な利用等、先を見据えた家族全体への支援に結びつけることができなかった。</p>	<p>・ 児童相談所が虐待で受理したケースについて、在宅での指導の必要性を判断した場合には、家庭養育のリスク低減と定期的な安全確認実施のために、地域の在宅サービスの利用勧奨に努めることが必要。</p>

【事例3】 母が子どもを自宅に残して外出した際に、子どもが転落死した事例 p12～

警察からの通告（心理的虐待・父から母へのDV）により、児童相談所が関与。児童相談所は、母への面接で、父の暴力から逃がれて転居した後の母子での生活状況等を確認し、助言指導にて終了とした。その7か月後、母が夜間に本児を一人自宅に残して買い物に出かけた際に、本児が自宅マンションのベランダから転落し、救急搬送先の病院で死亡が確認された。

関係機関： 児童相談所、子供家庭支援センター、保健機関、婦人相談員

課題	改善策
<p>○ 今回の事故は、母が3歳の本児だけを家に残して外出している間に発生した。</p>	<p>・ 子どもや子育て家庭に関わる各機関は、家庭内のあらゆるものが事故の原因となる可能性があることを念頭に置いて、それらのものから子どもを守ることは保護者の責務であることについて、保護者等に繰り返し周知していくことが必要。また、乳幼児の放置自体が虐待に当たることについても、併せて周知していくことが必要。</p>